

## 児童福祉と財政政策

林 宣嗣

### I はじめに

1947年の児童福祉法の制定によって「保育に欠ける」という生活上のニーズに対応する児童福祉施設として位置づけられた保育所は、50年ぶりにその姿を大きく変えることになった。女性の社会進出の一般化や核家族化による家庭内保育機能の低下など、保育所制度をとりまく環境と、保育所に期待される役割は大きく変化したが、その過程で、保育所の基本をなしていた措置制度がさまざまな問題点を表面化させていた<sup>1)</sup>。保育所の定員割れが大きくなる中で、多様な保育ニーズに応えられないという保育所の実態にどのように対応すべきか。1994年策定の「エンゼルプラン」で謳われた、少子化への対応の必要から保育所が持つ子育て支援の役割をどのように推進すべきか。今回の児童福祉法の改正はこうした課題の解決に向けての第一歩であるが、残された問題は依然として少なくない。

保育所制度の改革はなぜ必要であったのか。今後、女性の社会進出が増加する中で保育所制度はいかにあるべきか。本稿は、これらの課題に財政の側面から接近しようとするものである。

### II 保育サービスの変貌と児童福祉法の改正

児童福祉法制定時の1947年には、施設数1,618（民間1,223、公立395）、入所児童数16万4,510人に過ぎなかった保育所は、高度経済成長期に女性の就労の増加とともに急成長を遂げ、75

年には、施設数は1万8,238（民間6,693、公立11,545）に、入所児童数は163万1,025人に達した。

入所希望者に対して施設の絶対数が不足していた時代にあっては、入所を子守を雇えない家庭に限定するなど、入所基準を厳しく設定する必要があり、保育所は依然として選別主義的福祉の域を出ないものであった。しかし、高度成長期に施設の整備が進むにつれて入所基準は緩和され、入所児童の世帯の経済力も多様化していく。このことは、図1の保育所入所児童世帯の課税区分別構成比を見ると明らかである。

1960年度には生活保護世帯が全体の5.6%，所得税非課税世帯が74.7%を占め、所得税課税世帯は19.7%にすぎなかったことからもうかがえるように、高度経済成長期にいたるまでの保育所は、依然として生計を維持するための労働にともなって生じる需要に対応するものであった。

ところが、その後は年度を追うにつれて所得税課税世帯の比率は上昇し、1994年度には全体の4分の3に達している。もちろん、貧困老人のための養護老人ホームや低所得老人のための軽費老人ホームが存在する老人福祉政策とは異なり、所得水準に関わりなく同一施設で同じサービスを提供する保育所では、保育料を減免するという形での「選別主義」的な福祉政策の側面は残されている。しかし、普遍主義的な福祉政策としての比重は確実に大きくなっている<sup>2)</sup>。このように、保育所は女性の社会進出の一般化を支えるうえで重要な役割を果たしてきたと考えられる。

ここで保育所が女性の就労にどのように影響し

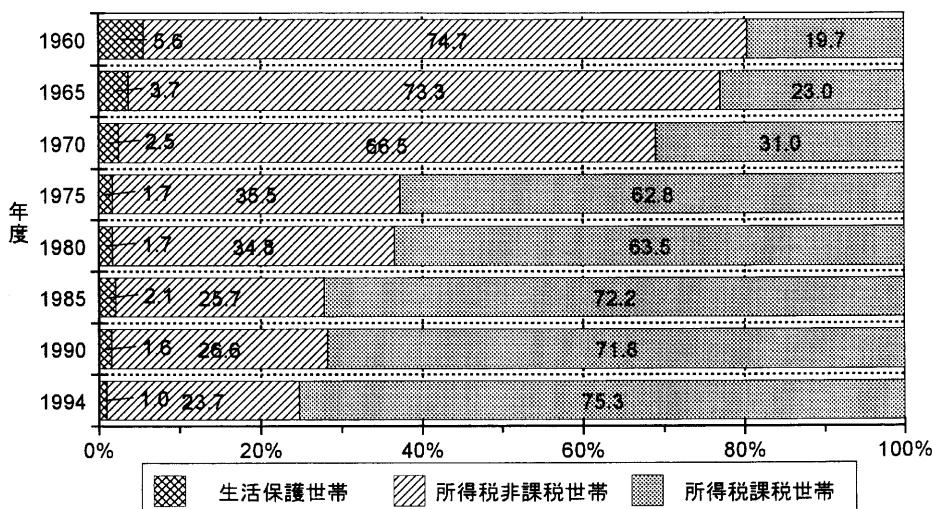


図1 保育所入所児童世帯の課税区分別構成比の推移

ているかを都道府県別データを用いたクロス・セクション分析によって検証してみよう。女性の就労は労働力人口比率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者と完全失業者を合わせたもの))を用いることとする。そして、女性の就労を決定する要因として、①女子のパートタイムの賃金(時給)、②有効求人倍率、③男子の決まって支給される現金給与(月額)、という労働条件や就労環境を表す変数と、④保育所の普及率(=保育所修了者÷小学校入学者)を採用した。

女性の労働力人口比率は、パートタイム賃金および有効求人倍率と正の相関を持ち、男子の現金給与とは負の相関を持つことが分かった。保育所に関しては、普及率が高いほど労働力人口比率が高いという関係が見られる。もちろん、保育所普及率と女性就労との間に見られる正の相関は、女性の就労による保育ニーズが大きいために、保育所の普及率が高くなっていると見ることができるかもしれない。しかし、それにしても、ニーズに応えて保育所サービスが普及したために女性の就労が可能になったという点は否定できない。そして、これらの4変数で、都道府県間に存在する女子の労働力人口比率格差の70%が説明可能である<sup>3)</sup>。

この推計結果を用いて、女子の労働力人口比率

の全国平均値(48.4%)と各都道府県の値との差がどの要因によって生じたのかを見たものが図2である。労働人口比率はどちらかというと大都市圏で低く、地方圏で高くなっている。地方圏の値が低くなっている最大の要因は男子の現金給与の水準が低いことである。これらの地域では女性の就労によって家計が支えられているということかもしれない。

保育所については、新潟、富山、福井、石川、山梨、長野といった地域で普及率が高く、このことが女性の就労を支えているという結果が見られた。この点からも、保育所が女性の就労に対して重要な役割を果たしていることが明らかである。ただ、女性の社会進出が一般化すればするほど、就労の形態は多様化し、それにともなって保育需要も多様化していくはずである。こうした保育需要の多様化の中で保育所の定員割れ問題が深刻化している<sup>4)</sup>。

その原因の一つは出生率の低下による児童数の減少であることは間違いない。しかし、保育所制度をとりまく環境の変化にもかかわらず、日本の保育所は措置制度を基本にしていたために、親の教育方針や、乳児保育、時間外保育など多様な保育需要に十分に応えることができないことも定員割れの原因である。この点は、認可外の保育施設

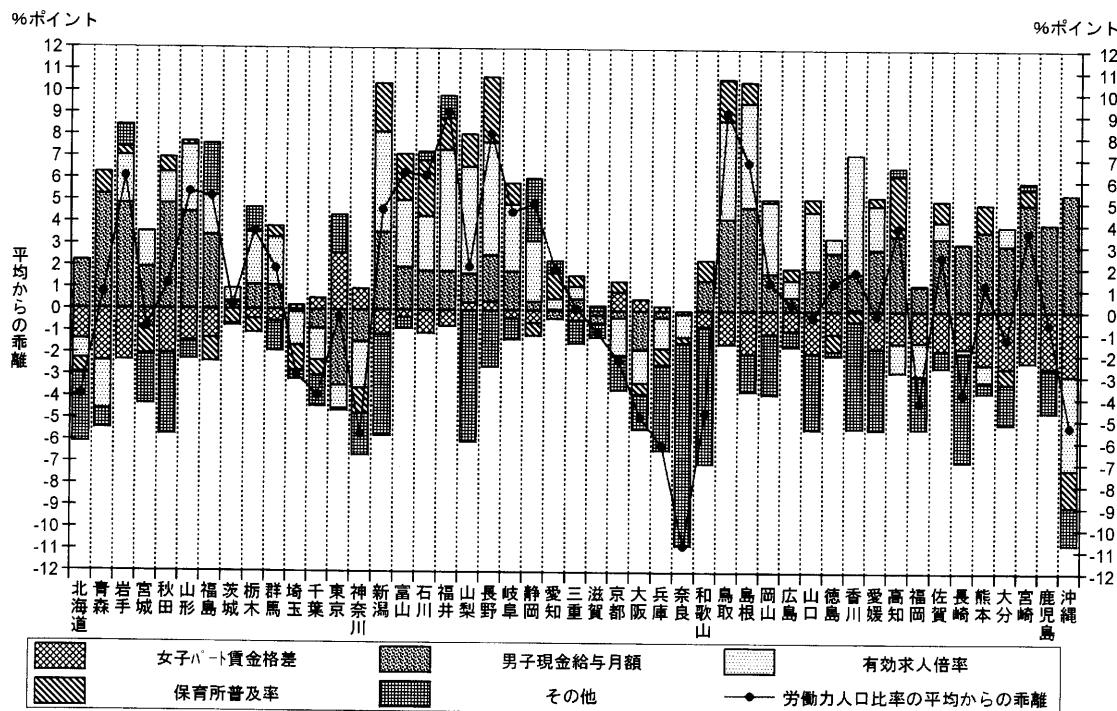


図2 女子労働力人口比率格差の要因

が多様な保育サービスを供給することによって、利用者数を増やしていることに表れている。要するに、保育所はすでに量的拡大の時代から質の充実の時代に入ったと考えることができよう。乳児保育、障害児保育、延長保育、夜間保育、一時的保育、長時間保育といった特別保育に対する需要に対して、政府も予算措置（国庫補助）を講じてきてしまっている。しかし、措置制度を基本としているかぎり、多様な保育需要に十分に応えるには限界があった。

こうした保育サービスに対する需要の多様化を背景に、厚生省は保護者の所得に応じて措置制度と自由契約の2本立てにする改革案を、厚生省が設けた保育問題検討会に提出した。その後、厚生省は1996年に、児童福祉法の改正を検討するよう中央児童福祉審議会に諮問し、基本問題部会の「中間報告」を受けて国会に改正案を上程、97年6月の国会において「児童福祉法等の一部を改正する法律」が可決、成立したのである。

改正のポイントは次のように要約できる。

第1は、従来の市町村の措置に基づく入所の仕組みを、保育所に関する情報の提供に基づいて、保護者が希望する保育所を選択できる仕組みにすることである。従来の制度は、市町村が乳幼児を措置という行政処分によって保育所に入所させる仕組みとなっていた。通例として利用者に希望する保育所を尋ねることとしてはいたが、利用の「申請」は市町村の行政処分の「契機」という位置づけであり、制度上は利用者が選択できる仕組みにはなっていなかった。

第2は、保育料の負担方式について、従来の応能負担方式を、保育サービスの費用を基礎として家計に与える影響も考慮した均一的な負担方式にするということである。その背景には、近年の夫婦共働き家庭の一般化による保育所利用の一般化や、いわゆる「クロヨン」（業種によって所得税の所得捕捉に差があること）問題によって、保育料についても給与所得者と自営業者等との間に不公平が生じていることがあげられる。

### III 保育サービスと費用負担

保育サービスに必要な費用は大きく公費(税金)と保護者負担とに区分される。その仕組みを図3を使って説明しよう。まず、保母の人工費など、保育サービスを提供するのに最低限必要な費用が計算される。それがABCDである。そのうち、国は保護者からAEFDに等しい保育料の徴収を予定する。残りのEBCFが税金による負担である。この部分の国、都道府県、市町村の負担割合は、児童福祉法の施行時には国10分の8、都道府県10分の1、市町村10分の1であった。しかし、80年代に入ると国の財政が悪化したこともある、85年度には1年間の暫定措置として国10分の7.5、都道府県10分の1.5、市町村10分の1.5と、地方の負担が増加した。

当時、保育所の入所措置事務は市町村長の機関委任事務であったが、88年度から、市町村が委任を受ける団体委任事務となり、市町村が条例で入所用件を決定できるようになった。それとともに、負担割合は国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1に改められ、今日に至っている。1996年度予算では、保護者負担が5,746億円、国負担が2,854億円、都道府県、市町村の負担がそれぞれ1,427億円となっている。

ところが、保護者負担については実際に市町村が徴収する保育料は国の基準よりも低くなっているところが多く、差額GEFHは市町村の負担となっている。また、市町村は保母の増員等、国の最低基準を上回る事業(DCIJの部分)を行っており、この部分は保育料の補てんと同様、市町村の負担となる。保育料の補てんと、市町村の上乗せの部分が全国的にどれくらいの額になるかは明らかではないが、筆者が大阪府下の市町村(大阪市を除く)を対象に行った調査を参考までに示すと、保育料については、国基準保育料の約4割弱を市町村が補てんしている。また、運営費については、公立保育所で国基準4万2,627円に対して市町村の上乗せ額は5万8,473円であった。その結果、公立保育所では、4歳児換算で保育児童1

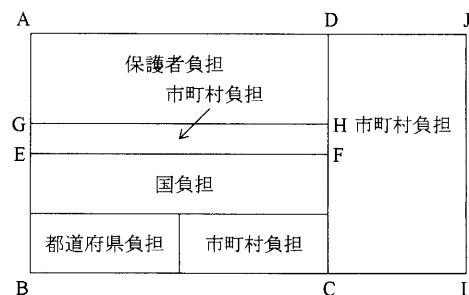


図3 保育サービスの費用構造

人当たり運営費は月額10万1,100円であったが、保護者負担は1万62円にすぎず、9万1,038円が公費負担であった<sup>5)</sup>。調査年度が1987年度と古いために、現在では絶対額は大きくなっているものの、負担の構成はそれほど大きくは変わっていないものと思われる。

保育料は保育サービスに対する対価を負担するものであるという考え方から、今回の児童福祉法の改正では、急激な負担増が生じないように徐々に均一化の方向を目指すとされた。そのため、当面は国の保育料基準額表の簡素化を図ることになる。ただ、実際の保育料については市町村の裁量に委ねられているため、これまでのように保育料を国基準を下回る水準に設定し、不足分は公費(税)で賄うということは十分に予想される。また、市町村が保育所に対し運営費を支弁することは従来通りであるし、その一部を国庫負担することも引き継がれる。

さらに、国基準の運営費を上回る支出は市町村が税で負担することになるだろう。この点については、「人件費等について国が定めた最低基準が実際の運営費に比べて低すぎるから、市町村の持ち出しになるのだ」という主張もある。国からすれば、市町村がぜいたくをしているのだということになるし、市町村の側からすれば「超過負担」を強いられているということになる。しかし、先の1987年度の調査では、民間保育所はおおむね国の基準通りの費用で運営していることが明らかになっている。民間保育所は厳しい労働条件を強いられているのだという解釈も成り立つが、公立保育所がコスト高になっていることも事実なので

ある<sup>6)</sup>。

かりに、国の最低基準が低すぎるとして、これを引き上げたとしよう。その結果、国庫補助の対象となる運営費は拡大し、補助率が一定であるかぎり国からの補助金は増えることになる。ところが、国庫補助金の財源は国税である。最低基準の引上げは、ただ単に市町村税による負担を国税による負担に置き換えるにすぎないのである。

「未来の社会に役立つ子供達を育てているのだから、税金が投入されるのは当然だ」とする意見も多い。とくに保育所に児童教育という側面を持たせるなら、この考えが出てきても不思議ではない。ところが、同じ未来の人材を家庭内で育てている場合や、ほとんど自己負担で幼稚園（とくに私立幼稚園）に通わせている家庭に対して、保育所と同じ公費が投入されていないことをどのように考えるべきなのだろうか。これに対しては、「家庭内保育にも児童手当のような金銭給付を行うべきである」と考えることができるかもしれない。いまかりに、家庭内保育や幼稚園に通わせている家庭に、保育所に投入されている公費と同額の金銭給付を行ったとしたらどうなるだろうか。

1995年度予算の国負担額は2,720億円、都道府県と市町村の負担額はそれぞれ1,360億円、公費負担の合計は5,440億円であった。先に述べたように、公費負担はこれだけではないが、とりあえず制度上の公費負担額を入所者数167万8,866人（1995年10月1日現在）で割ると、1人当たり金額は約32万円となる。保育所に入所していない対象年齢児は約550万人であるから、単純に計算して金銭給付額は1兆7,800億円になる。この金額には、市町村の単独事業の負担や、国基準を下回る水準に保育料を設定することによる市町村の負担分が含まれていないから、これらを含めると金額はさらに増加する。

専業主婦は育児や家事等の家庭内労働によって帰属所得を発生させているが、これに対しては所得税や住民税は課税されていない。その分、共働き世帯よりも有利であるともいえる。しかし、かりに児童手当をその分減額したとしても、多額の財政負担が必要となることは避けられない。この

追加的な財政負担について国民の合意が得られるなら問題はない。しかし、合意が形成されないままに保育サービスだけに巨額の公費を投入するのは保育所の利用者と非利用者との間に不公平を生むことは間違いない。

こうした考え方に対して、社会保障や社会福祉においては、公平性は階級間の格差に関わるものであるはずなのに、これを利用者・非利用者間の対立に置き換えようとしている、という批判があるが<sup>7)</sup>、この主張は、すでに見てきたように、保育サービスがかつての救貧対策・選別主義的なものから、そもそも「福祉」という表現を使うことが適當かどうかが問われなければならない普遍主義的なサービスに比重を大きく移していることを忘れている。

#### IV 少子化と児童福祉費

1975年に1,000万人を超えていた児童数（0歳～4歳とする）は、少子化を反映して、95年には590万人に減少した。このことは、児童を対象として行われる財政支出が減少することを予想させる。ところが、児童福祉費の対GDP比率は、76年度には0.67%であったが、その後も大きく低下することなく、95年度にも0.67%の水準を維持している。何が児童福祉費の縮減を押さえたのだろうか。この点を検証してみよう。

いま、名目GDPを $Y_n$ 、名目児童福祉費を $E_n$ 、児童数（0歳から4歳）を $C$ 、総人口を $P$ とする

$$\frac{E_n}{Y_n} = \frac{E_n}{C} \times \frac{C}{P} \times \frac{P}{Y_n} \quad (1)$$

となる。児童人口比率( $C/P$ )、人口1人当たりGDPの逆数( $P/Y_n$ )は低下しているにもかかわらず、児童福祉費の対GDP比率が一定の水準を維持しているのは、児童1人当たり児童福祉費( $E_n/C$ )が大きくなつたからだ。

この式を用いて、児童福祉費の対GDP比率の対前年度変化をもたらした要因を分解したものが図4である<sup>8)</sup>。児童1人当たり児童福祉費はすべての年度において、対前年度比で増加している。

ただ、80年代に入ると、上で述べた国庫補助率の引き下げの影響と思われるのだが、増加の程度は小さくなつたために、年齢構成要因と経済成長要因のマイナス方向への影響によって、児童福祉費の対GDP比率は低下していく。ところが80年代の終わりになると再び給付水準の増加が拡大し、一方で、バブル経済の崩壊によって経済成長が鈍化したために、90年代には児童福祉費の対GDP比率は再度上昇している。このように、出生率の低下によって幼児数が大きく減少しているにもかかわらず、幼児1人当たり児童福祉費が大きくなつたことによって、児童福祉費の規模は縮減しなかつたのである。

それでは、幼児1人当たり児童福祉費( $E_n/C$ )が大きくなつた原因はどこにあるのだろうか。いま、実質GDPを $Y_r$ 、実質児童福祉費を $E_r$ 、GDPデフレーターを $p_y$ 、児童福祉デフレーターを $p_e$ とすると、

$$Y_r = Y_n/p_y \quad (Y_n = p_y \cdot Y_r)$$

$$E_r = E_n/p_e \quad (E_n = p_e \cdot E_r)$$

である。また、幼児数 $C$ の内で実際に児童福祉サービスの給付を受ける幼児数を $C_a$ とすると、

(1)式の $E_n/C$ は、

$$\frac{E_n}{C} = \frac{p_e}{p_y} \times \frac{E_r}{C_a} \times \frac{C_a}{C} \times p_y \quad (2)$$

となる。この式から、幼児1人当たり児童福祉費は、①児童福祉サービスと他の生産物の相対価格の変化、②実際に児童福祉サービスを受給している幼児1人当たり実質児童福祉費、③児童福祉受給幼児の全幼児に占める割合、④一般物価水準の変化、の影響を受けることが分かる。

児童福祉サービスと他の生産物の相対価格がどのように変化するかは、次のように考えることができる<sup>9)</sup>。いま、 $Y_1$ と $Y_2$ という生産物を労働 $L$ だけを使って生産している完全競争経済を想定する。生産は次のような関係で表される。

$$\begin{aligned} Y_{1t} &= aL_{1t} \\ Y_{2t} &= bL_{2t} \cdot e^r \end{aligned} \quad \left. \right\} \quad (3)$$

ここで、添え字の $t$ は時間を、 $r$ は $Y_2$ の生産における労働生産性の上昇率である。 $Y_1$ は生産性は上昇しないと考える。

次に、労働供給が完全に非弾力的で $L_0$ に等しいとし、

$$L_0 = L_{1t} + L_{2t}$$

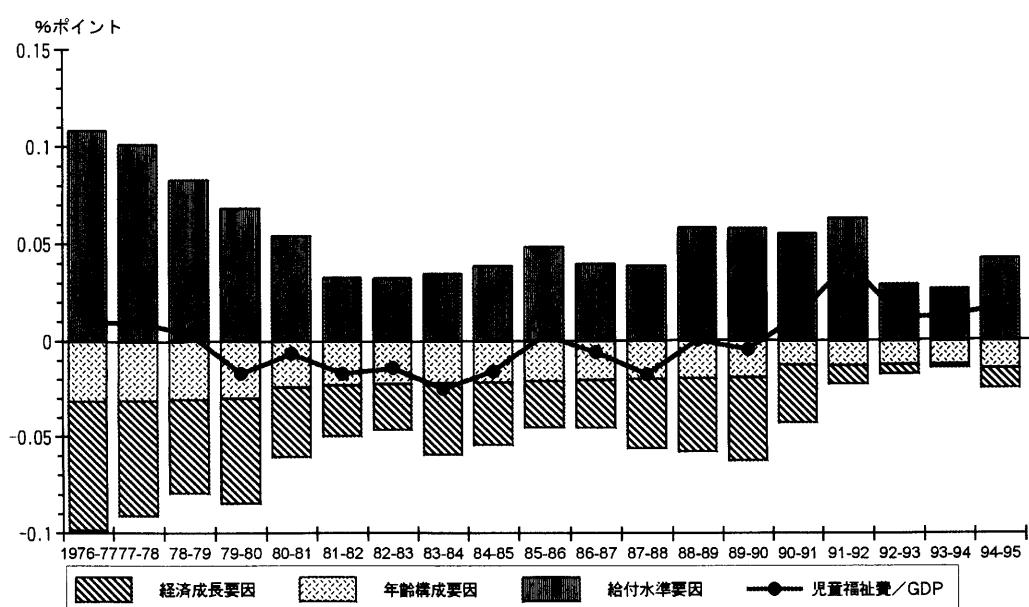


図4 児童福祉費の対GDP比率の変動要因

であるとする。

競争市場では、労働者は各期において同じ賃金  $W_t$  を獲得する。そして、どちらの財も純利潤は存在しないとすると、 $Y_{1t}$  と  $Y_{2t}$  の生産コストは、

$$C_{1t} = \frac{W_t L_{1t}}{Y_{1t}} = \frac{W_t L_{1t}}{a L_{1t}} = \frac{W_t}{a} \quad (4)$$

$$C_{2t} = \frac{W_t L_{2t}}{Y_{2t}} = \frac{W_t L_{2t}}{b L_{2t} \cdot e^{rt}} = \frac{W_t}{b e^{rt}} \quad (5)$$

したがって、

$$\frac{C_{1t}}{C_{2t}} = \left( \frac{b}{a} \right) e^{rt} \quad (6)$$

となる。こうして、 $Y_1$  の生産コストは、時間とともに  $Y_2$  に比べて  $r$  の率で上昇するのである。

保育サービスのような生産物は生産性の向上は望めないことから、生産物  $Y_1$  に該当する。そのため、 $p_e/p_y$  は時間とともに上昇し、 $E_n/Y_n$  を大きくするのである。かりに、保育サービスが完全競争市場において市場メカニズムに基づいて供給されていたとするなら、生産性の上昇を経験する他の財・サービスとの相対価格は上昇し、需要を減少させる方向に作用するだろう<sup>10)</sup>。ところが、保育サービスの価格である保育料は、サービスの生産コストを反映する仕組みとはなっていない。そのため保育需要は減少せず、(2) 式の  $E_r$  と  $C_a$  の減少を抑えることになる。また、児童数が減少したにもかかわらず、保育所の統廃合や定員の削減が十分に進まないために、 $E_r/C_a$  が上昇することも、 $E_n/C$  を高める方向に働くと考えることができる。

児童福祉費の対 GDP 比率を抑えるためには、モラル・ハザードを発生させないような費用負担のあり方を確立した上で多様な保育需要への対応、競争による保育サービスの質の改善とサービス供給の効率化が必要である。

## V 児童福祉と地方分権

救貧対策的なものとして考えられていた時代には、保育サービスが保障する水準は必要最低限度のものとして受給者には外的に与えられ、受給者個人のニーズが政策形成に大きく影響すること

はなかった。だが、今日のように保育所サービスが普遍化してくると、個人間に存在する保育需要の相違が極めて重要な意味を持つことになる。このような場合、保育サービスは市場メカニズムを通じて供給し、負担能力が低いためにサービスを受けることができない人びとに対してはバウチャー（使い道が保育サービスの購入に限定されたクーポン）を発行するなどして負担の軽減を行うべきである。

かりに、市場メカニズムによる供給に関して合意が形成できない場合には、少なくとも保育サービスの供給に対する国の介入は極力減らしていくべきである。つまり、サービスの供給に関しては地方団体の裁量に委ねるべきなのである。国のコントロールをはじめとするさまざまな要因によって、保育所政策が画一化されると、地域住民の厚生水準にロスを発生させることになる。

このことを図 5 で説明しよう<sup>11)</sup>。保育サービスの限界費用は一定と仮定し、保育サービスに対する個人の需要曲線がある範囲において線型であると仮定する。いま、保育サービスの価格、つまりサービスの生産コストにおけるこの個人の負担分を  $P_1$  とすると、この個人の望ましい消費水準は  $Q_1$  となる。保育サービスに対する各個人の選好が異なれば、個人によって望ましいサービス水準は異なるはずである。しかし、ここで地方団体は  $Q_0$  の水準の保育サービスを供給したとしよう。このとき個人は ABC に等しい消費者余剰の減少を被ることになる。

いま、需要曲線が、

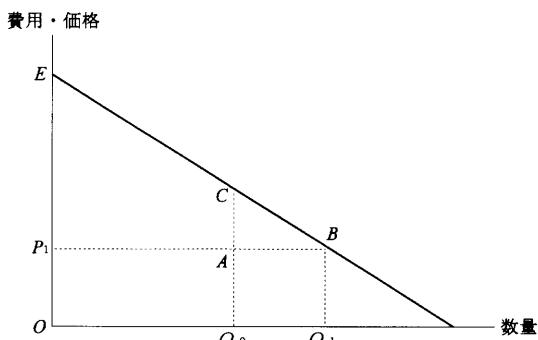


図 5 全国画一化による厚生ロス

$$Q = a_1 - b_1 P \quad (7)$$

で与えられているとすると、この厚生ロス  $\Delta W_1$  は、

$$\Delta W_1 = \frac{1}{2b_1} (Q_1 - Q_0)^2 \quad (8)$$

となる。ここでさらに、すべての個人の所得の限界効用が等しいと仮定すれば、 $n$  人からなる社会全体の厚生ロス  $\Delta W_g$  は、

$$\Delta W_g = \sum_{i=1}^n \frac{1}{2b_i} (Q_i - Q_0)^2 \quad (9)$$

である。簡略化のために、需要曲線の傾き  $b_i$  がすべての個人について等しいと仮定すれば、

$$\Delta W_g = \frac{1}{2b} \sum_{i=1}^n (Q_i - Q_0)^2 \quad (10)$$

となる。

異なる選好を持つ住民から成る地域の厚生水準を最大にするためには、地方団体は上式の  $\Delta W_g$  を最小にするように保育サービスの水準を決定しなければならない。いまこの水準を  $Q^*$  とすると、これは、

$$Q^* = \frac{\sum Q_i}{n} \quad (11)$$

で与えられる。つまり、負担が  $P_1$  に等しいときの各個人の需要量の平均値に等しい。

ここで、地方団体が分権的に保育サービス水準を決定するのではなく、 $m$  人の人口から成る全国に一律のサービスの水準を設定すると考える。先の最適化の条件を用いれば、国は一国全体の厚生ロスが最少となるよう、

$$Q' = \frac{\sum Q_i}{m} \quad (12)$$

にサービス水準を設定するだろう。このとき、一国全体での厚生ロス  $\Delta W_c$  は、

$$\Delta W_c = \frac{1}{2b} \sum_{i=1}^m (Q_i - Q')^2 \quad (13)$$

となる。いま、全国が  $k$  個の地方団体 ( $j=1 \dots k$ ) から成り、各地方団体が分権的に保育サービス水準を決定した場合のサービス水準を  $Q_j^*$  とすると、

$$\begin{aligned} \Delta W_c &= \frac{1}{2b} \left[ \sum_{j=1}^k \left\{ \sum_{i=1}^{n_j} (Q_i - Q_j^*)^2 \right\} \right. \\ &\quad \left. + \sum_{j=1}^k (Q_j^* - Q')^2 \right] \end{aligned} \quad (14)$$

で与えられる。したがって、 $Q_1^* = Q_2^* = \dots = Q_k^* = Q'$  という条件が満たされない限り、中央集権的な保育サービス水準の決定は、地方分権的決定の場合に比べて、一国全体で、

$$\frac{1}{2b} \sum_{j=1}^k (Q_j^* - Q')^2$$

だけ厚生ロスを多く生じさせることになる。

その意味で、1988 年度の保育所入所措置事務の団体委任事務化と、それに続く今回の児童福祉法の改正という一連の流れは、地域の実情に応じた、地域住民の選択に依拠した保育所政策の展開の可能性を示唆しているといえる。

## VI むすびに代えて

女性の社会進出を支援するためには、保育所の充実は不可欠である。だが、保育サービスに振り向けられる資源が多ければ多いほど良いわけではない。資源は一定なのであり、この所与の資源を他の財・サービスを含めたさまざまな目的間に適正に配分することがなければ、国民の福祉は増大しない。また、同じアウトプット（保育サービス）を生み出すことができるのであれば、可能な限り資源の投入量が少なくてすむ生産方法を選択しなければならない。

今回の保育所制度の改革によって、従来の市町村の措置によっていた保育所入所の仕組みは、保護者が保育所を選択する仕組みに変更された。このことは、入所児童を確保するための努力を保育所に要求することになる。保育料に保育所間格差はないのであるから、保育サービスのレベルや質が児童確保の重要な決め手になるはずだ。これまで措置制度に守られてきた保育所経営に「競争」の要素が組み込まれるのである。これは保育所経営者にとって厳しいことであるかもしれないが、保育サービスの利用者には望ましいこととらえるべきである。

こうした点を考慮するなら、市場化と地方分権という大きな潮流に沿った形で児童福祉サービスを成長させるための道が、児童福祉法の改正で開かれたというべきであろう。しかし、保育所をめ

ぐる国と地方の関係、国庫補助をはじめとした公費負担のあり方、保育料の水準など、依然として未解決の問題は多い。これらを含めて最終的な保育所制度がどのような姿になるかを見守っていく必要がある。

### 注

- 1) 林 宜嗣 (1996年) 158-166頁を参照。
- 2) 関西にあるA市では、収入が1,000万円以上の世帯が全体の2割を超え、1,300万円以上の世帯も9%強に上っている。
- 3) 推計結果は以下の通りである。

$$\begin{aligned} \text{労働力率} &= 48.63 + 0.0151 \times \text{女子パートタイマー} \\ &\quad (1.29) \\ &\quad \text{の時給 } -0.065 \times \text{男子給与月額 } +9.59 \\ &\quad (-2.63) \quad (-2.21) \\ &\quad \times \text{有効求人倍率} + 0.082 \times \text{保育所普及率} \\ &\quad (5.42) \\ &\quad R^2 = 0.710 \\ &\quad ( ) \text{内は } t \text{ 値} \end{aligned}$$

- 4) 1970年代は保育需要の増大に合わせて定員も大きく増加し、定員充足率は93%台を維持していた。しかし80年代に入ると定員充足率は低下の一途をたどり、93年には82.4%とピーク時に比べて10ポイントもの低下を見た。
- 5) 林 宜嗣, 1989年を参照。結果の要約は林宜嗣 1995年, 98-100頁を参照。
- 6) この点については、林 宜嗣, 1996年で、保育児童(4歳児換算)1人当たり児童福祉費は、公立保育所の比率が高くなるほど高いという計測結果が得られている。また、A市の調査を見ると、児童1人当たり経費(月額)は、

	公 立	民 間
運営費	182,373円	91,700円
人 件	154,848円	75,338円
物 件 費	27,525円	16,362円

と、公立保育所が高くなっている。

- 7) 例えば、全国保育団体連絡会・保育研究所、1997年, 12-13頁。

- 8) 要因分解は次の方法による。

$$\Delta \frac{E_n}{Y_n} = \Delta \frac{E_n}{C} \times \frac{C}{P} \times \frac{P}{Y_n} + \Delta \frac{C}{P} \times \frac{E_n}{C} \times \frac{P}{Y_n} + \Delta \frac{P}{Y_n} \times \frac{E_n}{C} \times \frac{C}{P}$$

(給付水準要因)      (年齢構成要因)      (経済成長要因)

- 9) Tresch (1981), p. 616を参照。
- 10) 保育サービスが通常財であれば、他の財・サービスにおける生産性の上昇による所得増加は保育サービスの需要を増加させ、ネットの効果は不明である。
- 11) 以下の分析は Oates (1972), pp. 58-63によっている。

### 参考文献

- 林 宜嗣 (1989)「保育サービスの現状と課題——大阪府下自治体におけるコストの公私比較を中心——」, 大阪府総務部地方課『大都市圏諸都市の行財政運営に関する調査報告書』。  
 ——— (1995)『地方分権の経済学』, 日本評論社。  
 ——— (1996)『保育サービス事業の現状と課題』『季刊社会保障研究』第32巻, 第2号。  
 小室豊允 (1986)『社会保障と福祉施設の展望』, 全国社会福祉協議会。  
 ——— (1990)『90年代福祉政策を読む』, 中央法規出版。  
 Oates Wallace E. (1972) *Fiscal Federalism*, Hartcourt Brace Jovanovich, Inc.  
 鈴木真理子 (1997)『保育革命』, スクリーンプレイ出版。  
 Tresch Richard W. (1981) *Public Finance: A normative theory*, Business Publications, Inc.  
 全国保育団体連絡会・保育研究所 (1997)『保育白書』, 草土文化。

### 資料

- 地方財務協会『地方財政統計年報』。  
 自治省『地方財政白書』。  
 経済企画庁『国民経済計算年報』。  
 総務庁統計局『社会生活統計指標』。  
 東洋経済新報社『地域経済総覧』。  
 (はやし・よしつぐ 関西学院大学教授)